長浜市告示第３８０号

長浜市八田部発生土受入地及び生きがい農園の利活用に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和８年１１月１０日

長浜市長　浅見　宣義

長浜市八田部発生土受入地及び生きがい農園の利活用に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、八田部発生土受入地及び生きがい農園の利活用に係る貸付けにおいて、その優先交渉権者（以下「候補事業者」という。）を公平かつ適正に選定するため、長浜市プロポーザル選定委員会規則（平成26年長浜市規則第13号。次条第５号において「規則」という。）に規定するもののほか、八田部発生土受入地及び生きがい農園の利活用に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 実施要項、評価基準等に関すること。

(2) 企画提案書を求める者の資格要件に関すること。

(3) 企画提案書等の審査及びヒアリングに関すること。

(4) 企画提案書の評価及び候補事業者の選定に関すること。

(5) その他委員長（規則第６条の委員長をいう。第５条において同じ。）が必要と認めること。

（組織）

第３条　委員会は、委員８人をもって組織する。

２　委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 余呉地域づくり協議会から推薦を受けた者

(2) 上丹生自治会から推薦を受けた者

(3) 企業の経理及び経営に関する専門的知識を有する者

(4) 学識経験者

(5) 総務部次長

(6) 未来創造部次長

(7) 市民協働部次長

(8) 産業観光部次長

（庶務）

第４条　委員会の庶務は、未来創造部北部政策局北部政策課において処理する。

（その他）

第５条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和８年１２月１日から施行し、候補事業者の選定について市長へ答申した日の翌日をもってその効力を失う。